

令和7年度第5回幸手市地域公共交通会議 会議録

○開催日時 令和8年3月27日（金）14時00分～15時00分

○会場 保健福祉総合センター(ウェルス幸手)研修室

○会議内容 公開

○幸手市地域公共交通会議委員

委員区分	所属・職名	氏名	会議の出欠
第1号 (幸手市長又はその指名する者)	幸手市総合政策部長	春田 松司	出席
第2号 (一般乗合旅客自動車運送事業者の代表)	朝日自動車株式会社	田沼 健一	出席
第3号 (一般貸切(乗用)旅客自動車運送事業者の代表)	中田商会株式会社	中田 幸宏	出席
	株式会社東埼玉観光バス	内藤 秀夫	欠席
	幸手タクシー有限会社	酒井 昭	欠席
	有限会社共和タクシー	明野 真久	出席
第4号 (鉄道事業者の代表)	東武鉄道株式会社	中澤 成平	欠席
第5号 (一般社団法人埼玉県バス協会の代表)	一般社団法人埼玉県バス協会	関根 肇	欠席
第6号 (一般社団法人埼玉県乗用自動車協会の代表)	一般社団法人埼玉県乗用自動車協会	藤田 貢	出席
		出井 保信	出席
		山下 治郎	出席
第7号 (住民又は利用者の代表)	幸手市区長会	小曾根 昌雄	出席
		高木 純子 (柴山 貴洋)	代理出席
第8号 (埼玉運輸支局長又はその指名する者)	国土交通省関東運輸局埼玉運輸支局	高木 純子 (柴山 貴洋)	代理出席
第9号 (一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転手が組織する団体の代表)	朝日自動車労働組合	飯塚 光弘	欠席
第10号 (道路管理者又はその指名する者)	埼玉県杉戸県土整備事務所	熊谷 茂浩	欠席
第11号 (幸手警察署長又はその指名する者)	埼玉県幸手警察署	大木 修司 (齋藤 仁)	代理出席
第12号 (前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者)	埼玉県企画財政部交通政策課	古川 雄哉	欠席
	五霞町まちづくり戦略課	古郡 健司 (笈沼 里美)	代理出席
	幸手市総務部長	長田 広	出席
	幸手市健康福祉部長	安部 貴昭	出席
	幸手市建設経済部長	丸山 淳一	出席
	幸手市教育部長	仙田 茂雄	出席

※会長は、幸手市地域公共交通会議設置要綱（平成22年3月29日告示第31号）第5条第1項の規定により、幸手市総合政策部長 春田松司が務める。また、同第6条第1項の規定により、会長が、会議の議長となる。

○傍聴人 8人

○会議次第

- 1 開会
- 2 会長あいさつ
- 3 議事

【協議事項】

令和9年1月以降に市が運行する公共交通の運行計画（案）について

【報告事項】

市内循環バス・乗合型デマンドタクシー運行状況について
乗合型デマンドタクシー実証運行の終了について

- 4 その他
- 5 閉会

○会議資料

- ・会議次第
- ・令和7年度幸手市地域公共交通会議委員名簿
- ・席次表
- ・資料1 令和9年1月以降に市が運行する公共交通の運行計画(案)について
- ・資料2 市内循環バス路線図(案)
- ・資料3 市内循環バス停留所一覧表（案）
- ・資料4 市内循環バス中央コース時刻表(案)
- ・資料5 市内循環バス・乗合型デマンドタクシー運行状況報告書
- ・資料6 乗合型デマンドタクシー実証運行の終了について

司会

【1 開会】

皆様、こんにちは。

定刻となりましたので、ただ今から「令和7年度第5回幸手市地域公共交通会議」を始めさせていただきます。

本日は、お忙しい中、ご出席を賜りまして誠にありがとうございます。

司会進行を務めさせていただきます、事務局のくらし防災課 野川と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

はじめに、この会議につきましては、幸手市地域公共交通会議設置要綱第6条第6項の規定により、公開とさせていただきますことをご了承願います。

また、議事録作成に伴いまして、録音機器の使用も併せてご了承願います。

傍聴者の皆様におかれましては、受付時にお渡しをさせていただきました通り、傍聴上の注意を厳守していただきますようお願いいたします。

○資料確認

はじめに、資料の確認をさせていただきます。

事前に送付させていただいた資料といたしまして、

「会議次第」

「資料1 令和9年1月以降に市が運行する公共交通の運行計画(案)について」

「資料2 市内循環バス路線図(案)」

「資料3 市内循環バス停留所一覧表(案)」

「資料4 市内循環バス中央コース時刻表(案)」

「資料5 市内循環バス・乗合型デマンドタクシー運行状況報告書」

「資料6 乗合型デマンドタクシー実証運行の終了について」

また、本日お配りさせていただいた資料といたしまして、

「令和7年度幸手市地域公共交通会議委員名簿」

「席次表」

でございます。

以上でございます。不足等はございませんでしょうか。

○欠席者報告

なお、本日は委員名簿4番 内藤委員、5番 酒井委員、7番 中澤委員、8番 関根委員、14番 飯塚委員、15番 熊谷委員、17番古川

	<p>委員から欠席との連絡をいただいておりますことをご報告させていただきます。</p> <p>本日の出席者は14名でございます。</p> <p>このため、委員の過半数の出席を頂いておりますので、要綱第6条第2項の規定により会議を開催させていただきます。</p>
<p>司会</p> <p>会長</p>	<p>【2 会長あいさつ】</p> <p>それでは、開会に当たりまして、会長の春田総合政策部長からご挨拶を申し上げます。</p> <p>皆様こんにちは。幸手市総合政策部長の春田でございます。</p> <p>本日は、令和7年度第5回幸手市地域公共交通会議にご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。</p> <p>また、1月に書面開催いたしました第4回会議につきましても、御協力をいただきありがとうございます。</p> <p>さて、本日は、令和9年1月以降に市が運行する公共交通の運行計画（案）についてご協議をお願いいたします。また、報告事項といたしまして、現在、市で運行しております、市内循環バスと乗合型デマンドタクシーの運行状況及び乗合型デマンドタクシー実証運行の終了についてご報告をさせていただきます。</p> <p>今後とも、市民の皆様の生活に貢献できる、地域公共交通の実現に向け、皆様との連携を図りながら、進めて参りたいと考えておりますので、何卒、ご協力をお願い申し上げます。</p> <p>本日はどうぞよろしく願いいたします。</p>
<p>司会</p>	<p>【3 議事】</p> <p>それでは、次第3の議事に入らせていただきます。</p> <p>これからの進行は、会議設置要綱第6条第1項の規定に基づき、春田会長に議長をお願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>議長を務めさせていただきます春田です。よろしく願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>協議事項 令和9年1月以降に市が運行する公共交通の運行計画（案）について</p> <p>協議事項「令和9年1月以降に市が運行する公共交通の運行計画（案）について」を議題といたします。</p> <p>事務局から説明をお願いいたします。</p>

事務局

資料1をご覧ください。

本件に関しましては、今年度、あり方検討会を計4回開催いたしまして、委員の皆様からのご意見等を参考に、検討を進めてまいりました。

その上で、昨年12月24日に開催いたしました第3回地域公共交通会議において、市内循環バス及びA I デマンド交通の運行計画（素案）について、承認をいただきました。

その後、この素案を基に、時刻表や停留所など、運行に関する具体的な内容を定めていくため、公共交通事業者様にもお話をお伺いしながら、いただいたご意見等を参考に、検討を進めて参りました。

つきましては、資料1のとおり、令和9年1月以降に市が運行する公共交通の運行計画（案）をまとめましたので、こちらについてご協議を賜りたく存じます。

なお、本資料の各項目に記載した内容につきましては、今後、運行事業者が決定した後で、事業者との調整により修正が生じる場合がありますことを申し添えます。

はじめに「市内循環バス運行計画（案）」についてでございます。

1 目的

本業務は、循環バスが市内中心部における主要施設間を運行することで、高齢者を中心とした市民の日常生活を支えるための移動手段を確保し、快適に暮らせるまちづくりに資することを目的とします。

2 事業種別

一般乗合旅客自動車運送事業(路線定期運行)

3 事業主体

幸手市

4 運行主体

市と市内循環バス運行管理業務委託契約を締結した運行事業者

5 運行事業者

道路運送法第4条に規定する一般乗合旅客自動車運送業（路線定期運行）の許可を取得できる見込みのある者とします。なお、事業所及び車両保管場所の設置並びに許可申請に要する費用は、運行事業者が負担するものとします。

6 契約期間

(1) 業務委託契約期間

契約締結の日から令和14年1月31日まで

(2) 運行実施期間

令和9年1月1日から令和13年12月31日まで

7 業務内容

(1) 系統、便数、運行時間

(系統1) 中央コース (左回り)

起点：ウェルス幸手 終点：ウェルス幸手

1周キロ程：12.0 km

停留所：26箇所

便数：8便

運行時間：概ね午前8時から午後6時00分まで

(系統2) 中央コース (右回り)

起点：幸手市役所 終点：幸手市役所

1周キロ程：13.2 km

停留所：26箇所

便数：8便

運行時間：概ね午前7時から午後5時00分まで

ただいまご説明申し上げた内容について、中央コースの双方向運行についてはこれまでお伝えしておりましたが、2系統あるうちの系統1 (左回り) の運行については、発着停留所となる起点をウェルス幸手に移動する案といたしました。メリットといたしましては、幸手駅に到達するまでの運行区間が長くなりますので、この路線周辺にお住いの方が、特に1便において幸手駅に行くことを考えたときに利用しやすくなり、利用者拡大に効果があると考えております。

なお、系統2 (右回り) が新たに加わる反対回りとなりまして、幸手市役所を起点に、運行時間全体を前倒しし、概ね午前7時から午後5時の間、運行いたします。

さらに、現在運行している循環バスについては、午前4便、午後4便の間に約1時間の昼休憩を設けておりますが、来年1月からの運行では、この昼休憩時間について左回り・右回りでずれが生じますので、お昼の時間もどちらかの便が運行している状態となります。

(2) 運行経路及び停留所

資料2をご覧ください。こちらは路線図の案となりまして、2系統の運行経路と各停留所を表示したものといたします。

続いて資料3をご覧ください。こちらは停留所一覧表の案となりまして、左回り・右回りそれぞれに、停留所、位置、停留所間の距離を表示しております。

続いて資料4をご覧ください。こちらは、時刻表の案となりまして、左回りはウェルス幸手が起点となり、1便が8時発、最終便となる8便が17時発となります。

右回りは幸手市役所が起点で、1便が6時50分発、8便が16時発となります。

なお、運行経路は、停留所の位置などにより一部変更となる場合があります。また、停留所は、今後、幸手警察署様など関係者と協議いたしましてそれぞれの基準や許可要件に準じて設置します。

(3) 運行日

月曜日から土曜日まで。ただし、祝日や年末年始に当たる日は運休します。

(4) 運賃

有料とします。金額は今後検討し、決定にあたっては市民に意見を求めた後、運賃部会で協議します。

(5) 車両

ノンステップバス 2台

8 利用者

利用者は、市内外問わず誰でも利用できるものとします。

9 その他

本業務の受託者決定にあたっては、公募型のプロポーザル方式を採用することとします。

つづきまして、AIデマンド交通運行計画（案）でございます。

1 目的

本業務は、市内において居住地と外出の目的地となる主要施設との間をデマンド型乗合交通が運行することで、高齢者を中心とした市民の日常生活を支えるための移動手段を確保し、快適に暮らせるまちづくりに資することを目的とします。

2 事業種別

一般乗合旅客自動車運送事業(区域運行)

3 事業主体

幸手市

4 運行主体

市と市内デマンド型乗合交通運行管理業務委託契約を締結した運行事業者

5 運行事業者

道路運送法第4条に規定する一般乗合旅客自動車運送事業又は同法第21条に基づく許可を取得できる見込みのある者とします。なお、事業所及び車両保管場所の設置並びに許可申請に要する費用は、運行事業者が負担するものとします。

6 業務期間

(1) 委託契約期間 契約締結の日から令和10年1月31日まで

(2) 運行実施期間 令和9年1月1日から令和9年12月31日まで

本業務につきましては、循環バスを併用する中で、AI デマンドシステムを活用しタクシー車両 2 台が運行する新しい事業となりますので、まずは試験運行として開始し、一定期間後に運行状況や利用状況を検証し、必要に応じて運行方法や運用方法の見直しを行い、その後、「本格運行」に移行する案としております。

7 業務内容

(1) 運行形態

デマンド型・乗合交通（区域運行型）

(2) 運行区域

幸手市内全域

(3) 運行時間帯

概ね午前 8 時から午後 6 時 00 分まで。ただし、予約のない時間帯は運行しないものとします。

(4) 運行日 循環バスと同様に月曜日から土曜日までとします。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び年末年始に当たる日は運休します。また、予約のない日は運行しないものとします。

(5) 運行方法

事前登録制による予約制とし、予約状況に応じて AI が最適な運行ルートを決定する乗合方式を採用します。

路線を定めず、「利用者からの予約に応じ、登録地（利用者があらかじめ登録した自宅又はその周辺の乗降場所）から目的地（市がデマンド交通の運行区域内にあらかじめ設定する乗降場所）まで」、また「目的地から目的地まで」、または「目的地から登録地まで」の移動に利用することができるものとします。

(6) 利用料

有料とし、金額は今後運賃部会で協議いたします。

(7) 車両

小型タクシー車両 2 台

8 利用者

利用者は、事前に利用者登録を行った市内に住所を有する者とします。

9 運用方法等

(1) 乗降ポイント（乗降できる場所）

先程 7（5）で申し上げた通りでございます。

なお、目的地側の乗降ポイントは、市内の主な公共施設、商業施設、医療機関、幸手駅等、及び市内循環バス、路線バスのバス停留等を想定しております。ただし、目的地となる施設近傍に、バスの停留所や、別の乗降ポイントを設定する場合は、可能な範囲で 1 つの乗降ポイントにまとめることを想定しています。

(2) 利用可能区間

先程 7 (5) で申し上げた通りでございます。

なお、登録地側の乗降ポイント同士の利用は不可とします。

また、市内循環バスのバス停間、または路線バスのバス停間の利用も不可とします。

(3) 利用者の予約手段

電話、及びWEB・スマホアプリ等を予定

(4) 予約のルール

1週間前から当日まで予約可とします。予約受付締め切りは出発の30分前、電話予約受付時間帯は、午前8時から午後5時半を想定。ただし、午前8時から8時30分までの利用は、前日午後5時30分までの受付とします。

(5) 予約受付、配車、経路等の設定

AIによる運用支援システムを活用し、予約状況に応じてその都度配車、経路等を設定します。

(6) その他

予約に応じて配車や運行経路の設定をシステムが行いますが、利用される方に20から30分程度の余裕時間を見ていただくことを今後ご説明しご理解をいただいております。この許容時間で回り道や到着予定時間の調整を行い、乗合含めなるべく効率的に運行できるよう運用してまいります。

また、本業務の受託者決定にあたっては、先程の循環バスと同様、公募型のプロポーザル方式を採用することといたしますが、その際、可能な限り、主要施設が集まる市の中心部への往来に利用していただき、便利になる市内循環バスとの連携や、活用について、可能な限り個別輸送ではなく、乗合利用となることについて、さらに利用者が予約を取りやすくすることなどについて、今後実施するプロポーザルの中で、参加事業者からご提案をいただいております。例えば、前回お示しいたしました素案の中では、一定距離を超える場合の割増運賃の適用の考え方をご説明いたしました。こういった例を参考にさらにより運用方法に関するアイデアがないか、お伺いしたいと考えております。

AI デマンド交通運行計画案についての説明は以上となります。

なお、先程、市内循環バス及びAI デマンド交通の運賃に関してご説明いたしました。こちらについては、道路運送法において、運賃案に対し広く市民の意見を聞いた上で、実際に運行する事業者が入って運賃に関する協議を行い定めるとされております。そのため、市民のみなさまに、広報紙、ホームページなどで意見募集の周知を行い、御意見をとりまとめ、その後、公共交通会議運賃部会を

議長	<p>開催して決定していくことを予定しております。お知らせについては5月以降を予定しており、運賃部会での協議、協議結果の公共交通会議への報告については、本年6月頃を予定しております。</p> <p>また、令和6年3月に策定いたしました地域公共交通計画につきまして、令和9年1月から運行開始する市内循環バス及びAIデマンド交通を位置づけるための改定作業も今後行ってまいりますので、委員の皆さまには引き続きご協力をお願いいたします。</p> <p>ただいま、事務局から説明がありましたが、ご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。</p>
田沼委員	<p>循環バス及びAIデマンド交通はそれぞれ2台運行するとのことですが、運行事業者は1社のみでしょうか。それとも2社で1台ずつ運行することも検討されているのでしょうか。</p>
事務局	<p>循環バスで1事業者、AIデマンド交通で1事業者を今後行うプロポーザルで選定する予定であります。</p>
明野委員	<p>AIデマンド交通の業務内容の車両について、「小型タクシー車両」と表記されていますが、現在、「小型タクシー」という表記は使わず「普通」または「タクシー車両」のどちらかですので、「小型」を削除した方がよいです。</p>
事務局	<p>確認し、訂正いたします。</p>
齋藤委員	<p>他の地域では、免許返納者に循環バスやデマンドタクシーの無料券を配布するといった取り組みを実施しています。免許返納時に無料券等を配ることは検討されていますでしょうか。</p>
事務局	<p>現状、当市では、免許を返納された70歳以上の方を対象にタクシー券の交付をさせていただく事業を実施しております。令和9年1月以降に市が運行する公共交通の中では具体的な検討は行っておりません。</p>
山下委員	<p>自宅から東埼玉総合病院まで行くためには、AIデマンド交通で直接行けるのか、幸手駅までAIデマンドで行って循環バスに乗り換えないといけないのか、AIが判断して決定するのか運用がはっきりしていません。また、実証運行として香日向から東鷲宮駅への乗合型デマンドタクシーが運行されていましたが、令和9年1月以降に運</p>

事務局	<p>行する AI デマンド交通では、目的地は市内のみですので、東鷲宮駅の目的地は廃止なのか、新しい案を考えるような話がありましたが、今の説明には含まれていませんでした。どのように計画されているのでしょうか。</p> <p>まず、東埼玉総合病院は、AI デマンド交通の目的地に設定する予定ですので、ご自宅又はご自宅周辺から直接 AI デマンド交通を使って病院へ行くことができます。</p> <p>また、これまで東鷲宮駅まで実証運行していた乗合型デマンドタクシーは、6月で終了となります。AI デマンド交通については、なるべく多くの方の予約に応じられるように、市の中心部に向かう運行の中でご利用いただくことを想定しているため、市外に目的地を設定し運行することは計画しておりません。</p>
金子部長	<p>補足ですが、AI デマンド交通は登録制となっておりますので、事前に登録をいただいてご利用いただくこととなります。</p> <p>また、東埼玉総合病院までのルートについて、自宅から歩いて幸手駅東口まで行き、市内循環バスをご利用いただくことも可能でございます。</p>
小曾根委員	<p>利用料金は運賃部会で今後決めるとのことでしたが、現状で AI デマンド交通を利用した場合、運賃はいくらを想定しているのでしょうか。</p>
事務局	<p>運賃の決め方は、まず、案を市民の皆様にお示しさせていただき、意見を募り、意見のまとめを運賃部会にて報告し、運賃について協議し決定します。公共交通会議には協議結果を報告させていただきます。</p>
山下委員	<p>AI デマンド交通の予約について、WEB やアプリによる予約の場合、受付時間は電話予約と全く同じなのか、もっと広がるのでしょうか。また、利用登録もアプリからできる仕様となっているのでしょうか。</p>
事務局	<p>電話予約は、オペレーターが対応するため、記載のとおりのお受付時間（午前8時から午後5時半）となります。アプリやWEBからの予約に関しては、24時間受付可能とすることを想定しています。また、利用登録につきましても、アプリからできることを想定しておりますが、これらについては、選定した運行事業者と調整し、最終的に決定することを想定しています。</p>

出井委員	<p>定員がオーバーした場合は2台で運行できないと思いますが、どうされるのでしょうか。</p>
事務局	<p>同じタイミングで4人を超える方から予約が入った場合は、AIシステムが判断し、お迎えまたは到着の余裕時間内で1回、先に乗せたお客を降ろして、空いたところに次のお客を乗せるといった調整をし、できるだけ予約に応じていきたいと考えています。</p>
議長	<p>「令和9年1月以降に市が運行する公共交通の運行計画（案）」は、ご指摘いただきました「小型タクシー」について修正することとしたうえで、ご異議なければ、承認とさせていただきます。</p> <p style="text-align: right;">《異議なし》</p>
議長	<p>報告事項 市内循環バス・乗合型デマンドタクシー運行状況について</p> <p>次に、報告事項「市内循環バス・乗合型デマンドタクシー運行状況について」を議題といたします。</p> <p>事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>まず市内循環バスについてご説明いたします。3ページ目「市内循環バス運行状況全体概要」をご覧ください。</p> <p>令和5年1月から令和7年11月までの運行実績を掲載しております。</p> <p>左から5列目の「1日あたり平均利用者数」をご覧ください。令和7年度も、増加傾向にありました令和6年度と同等の利用者数を維持しており、令和7年6月以降は平均利用者数が100人を超え続けております。</p> <p>5ページ以降がコース別・便別利用状況となります。</p> <p>中央コースの利用者数が、循環バス利用者全体の約7割で9時台から14時台までの利用が多い傾向は運行開始当初から現在に至るまでほぼほぼ変わらない状況です。</p> <p>続きまして、8ページ、9ページ東A・Bコースの利用状況をご覧ください。東コースは、運行当初から1日平均利用者数が10人を下回っている状況が続いており、特に東Bコースについては令和6年1月以降5人を下回る月が続いています。</p> <p>続きまして、西A・Bコースの利用状況をご覧ください。西コースは現在の循環バス利用者全体の内、約2割を占めています。西Bコースは前年同月と同等程度の利用があり、西Aコースにつきましても、令和6年11月以降減少傾向でございましたが、令和7年10月から増加に転じております。</p>

議長	<p>A3版でお配りした資料は停留所ごとの利用者数の数字となります。個別の説明は割愛させていただきますが、全体を通して、市役所等の公共施設や医療機関、商業施設、鉄道駅等の停留所の利用が多くなっております。</p> <p>ここまでの市内循環バス運行状況の報告について、ご質問がございましたらお願いいたします。</p> <p style="text-align: right;">《質問なし》</p>
事務局	<p>つづきまして、乗合型デマンドタクシーの運行状況についてご報告させていただきます。</p> <p>令和7年8月までの運行状況についてご報告いたします。</p> <p>34ページをご覧ください。「1 利用登録者」につきましては、令和6年5月から登録の受付を開始し、累計1,103人の方に登録いただいております。</p> <p>(2)の年代別に見ますと、全体の登録者の内、60代以上の方で9割弱、</p> <p>(3)の区域別に見ますと、香日向、栄、緑台といった路線近隣にお住まいの方で約9割を占めている状況です。</p> <p>35ページをご覧ください。令和6年7月から令和7年11月までの運行・利用状況となります。</p> <p>(1)全体概要としましては延べ3,509人の方にご利用いただきました。1日あたりの平均利用者数は、前年同月と比べて増加傾向にございますが、稼働台数も増加しており、1便当たりの平均利用者数は開始当初の1.3人から大きな変化はございません。</p> <p>36ページをご覧ください。(2)の路線別内訳では、幸手駅～杉戸高野台駅線につきましては、令和7年4月から夏場の8月まで利用人数が若干減少しましたが、9月以降は増加傾向に転じております。コミュニティセンター～東鷲宮駅線につきましては令和7年6月以降増加傾向にあり1日当たりの利用者数が5人前後となっております。区分別利用者数を見ますと、割引運賃対象者の割合が幸手駅～杉戸高野台駅線では約3割であるのに対して、コミュニティセンター～東鷲宮駅線では1割弱であり、路線によって差異が見られます。</p> <p>37ページをご覧ください。(3)年代別利用状況につきましては、両路線とも登録者の年代からも分かる通り、60代以上の利用が大部分を占めております。</p> <p>38ページをご覧ください。(4)便別利用状況につきましては、各路線とも8時台～10時台の便の利用が多くなっております。</p>

<p>議長</p>	<p>また、幸手駅～杉戸高野台駅線では、時間帯によって幸手駅あるいは杉戸高野台駅の利用を選択できることから、すべての時間帯において満遍なく利用がある状況です。</p> <p>一方で、コミュニティセンター～東鷲宮駅線は、午前中は自宅付近の停留所から東鷲宮駅に向かう方の利用が中心となっています。</p> <p>最後に、39 ページ、40 ページの停留所別利用状況をご覧ください。停留所別で見ますと、両路線とも降車において駅がもっとも多く、自宅付近の停留所から駅に向かう利用が多いことが伺えます。</p> <p>ただいま、事務局から説明がありましたが、ご質問ございましたらお願いいたします。</p> <p style="text-align: right;">《質問なし》</p>
<p>議長</p>	<p>報告事項 乗合型デマンドタクシー実証運行の終了について</p> <p>次に、報告事項「乗合型デマンドタクシー実証運行の終了について」を議題といたします。</p> <p>事務局から説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>現在、「幸手駅～杉戸高野台駅」「コミュニティセンター～東鷲宮駅」の2路線を対象に、令和6年7月から実証運行を行っている「乗合型デマンドタクシー」につきましては、本年6月で実証運行期間が満了となり、このとおりに運行を終了することを予定しております。このことについて、本年1月までの運行実績を資料6のとおりまとめましたので、ご報告いたします。</p> <p>なお、各ページで太線で囲った四角の中にとりまとめた内容を記述した資料となっております。主な内容のみ抜粋して申し上げます。</p> <p>はじめに、利用者登録状況についてでございます。登録者数は1,115人となっており、年齢別では60歳以上が85.7%、区域別では香日向、栄、緑台で87.8%となっております。</p> <p>次ページをご覧ください。こちらは2路線合計の利用状況となります。期間中の延べ利用者数が3,973人、1月当たり平均209人、1日当たり平均8.6人となっております。</p> <p>次ページは幸手駅～杉戸高野台駅の、その次のページはコミュニティセンターから東鷲宮駅の、各路線ごとの利用状況となります。それぞれ、先程ご説明した全体の利用状況と同じ傾向が表れております。</p> <p>次ページ以降につきましては、年代別利用状況、便別利用状況、停留所別利用状況となります。それぞれの取りまとめ内容は記載のとおりでございます。</p> <p>報告は以上となります。</p>

	<p>なお、本年6月までの実証運行期間終了後、運行結果については改めてご報告させていただきます。よろしくお願いたします。</p> <p>また、東鷲宮駅への移動手段につきまして関連する内容といたしましてご連絡いたします。市民の皆様の移動手段の確保に関しまして、一般的な公共交通以外の、例えば、会社や学校などの送迎車両の活用について、これまでも公共交通会議の中で触れて参りました。</p> <p>この件に関しまして、現在、幸手市香日向地内にあります幸手看護専門学校に対し、学生の送迎バス利用について、ご協力をお願いしているところでございます。</p> <p>内容としては、看護学校が東鷲宮駅、幸手駅それぞれに学生の送迎のために運行しているもので、送り迎えのうち、学生が乗っていない方、回送車両に地域住民を乗せることができないかについて、協議をお願いしており、現在、前向きに検討をいただいているところでございます。ご協力いただけることとなった場合は、本年夏から秋頃からの運行開始となることを想定しております。</p> <p>こちらにつきましては、正式に決定しましたら改めてご報告させていただきます。</p>
議長	<p>ただいま、事務局から説明がありましたが、ご質問ございましたらお願いいたします。</p> <p style="text-align: right;">《質問なし》</p>
議長	<p>それでは、これで、すべての議事が終了いたしました。皆様方のご協力に感謝申し上げます。これ以降の進行につきましては司会をお願いいたします。</p>
司会	<p>【4 その他】</p> <p>それでは、次第4のその他に移らせていただきます。議題の他に何かございますか。</p>
明野委員	<p>3月16日からタクシー料金が10.25%の値上げとなりました。ガソリン代の高騰や人件費の影響があります。特に人件費については、お集りの各種運行事業者の皆様も同じ状況ですが、人が集まらない状況があります。もし、乗合などを実施することとなった場合に、運転手がいなければ始められませんので、運行事業者は人を集めなければなりません。こうした状況があることをご理解ください。また、市区町村においては、タクシーやバス等の運転手のバックアップをしてくれている自治体が近隣でもあります。公共交通を支える</p>

司会	<p>には運転手が必要です。ぜひご検討いただき、運転手の確保について皆様の御協力をいただきたい。</p> <p>他に何かございますでしょうか。</p> <p style="text-align: right;">《なし》</p>
事務局	<p>それでは、事務局から議事録についての確認をさせていただきます。</p> <p>先ほど、会議結果の公表について説明させていただきましたが、本日の会議の議事録につきましては、事務局において作成し、原則公開の観点から、ホームページにおいて公開させていただきます。</p> <p>なお、公開前に委員の皆様には送付させていただきますので、ご確認の程よろしくお願いいたします。</p>
司会	<p>【5 閉会】</p> <p>それでは、閉会に移らせていただきます。</p> <p>本日は長時間にわたり、大変ありがとうございました。</p> <p>以上を持ちまして、令和7年度第5回幸手市地域公共交通会議を終了させていただきます。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>《終了》</p>